

総合事業 D 領土海洋 「インド太平洋の海洋安全保障と『法の支配』の実体化に向けて：国際公共財の維持強化に向けた日本外交の新たな取り組み」

力が支配する国際政治は、法の世界の対極にあるといわれてきた。しかし近年、国際政治の「法化 (legalization)」といわれる現象が起こり、国際紛争を法に基づいて解決しようという機運が高まっている。国際貿易の世界はその代表的な事例であり、世界貿易機関 (WTO) を通じ、貿易紛争を国際ルールに基づいて解決している。領土や海洋権益に関しても、対立を国連海洋法条約(UNCLOS)に従い、国際海洋法裁判所を通じて解決する努力もなされてきた。

しかし、インド太平洋には、そうした国際政治の法化の前提となる「法の支配の原則」を脅かすような動きがみられる。2016年7月に国連海洋法条約のもとで設置された仲裁裁判所は、中国のいわゆる「九段線」に基づく過剰な歴史的権利を完全に否定、南沙諸島での人工島の造成における法的な問題を指摘し、法的拘束力を持つ最終的な判断を下した。しかし、中国はこれを「単なる紙屑」として無視する姿勢をみせている。軍事力や経済力で優位性を持たない諸国にとって、「法の支配」は対立を力ではなくルールに基づいて解決してくれるという点できわめて重要であるが、現実には、仲裁判断への支持表明を躊躇している国がある。

日本外交の目下の政策目標は、地域の諸国に対して、「法の支配」の重要性に対する共通認識を醸成し、同じ立場を採る諸国との連携を強め、もって仲裁裁定の実施を含む「法の支配」の強化を図ることである。また、中長期的には、中国に対して、国際ルールの順守が自国にとっても利益であることを認識させ、その行動の変更を促すことが重要な目的となる。日本外交には、政治、経済、安全保障、国際法を含む包括的な対応が求められている。

このような問題意識のもと、本事業は、日本外交が地域における法の支配の原則を堅持し、実効あらしめるための環境整備を進める具体的政策提言を目的とし、各国の①内政、②対外関係、③自国周辺地域の力のバランス、④国際法に対する認識、⑤地域組織への関与を分析する。各国の事情に対する深い理解に基づき、バイ、リージョナル、マルチの各レベルで日本が推進すべき外交政策について検討する。

主査 菊池 努 青山学院大学 教授/日本国際問題研究所上席客員研究員

諮問委員

竹内 春久 東京大学公共政策大学院 客員教授

中谷 和弘 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

鮎田 英一 鹿島建設株式会社 顧問/第47代自衛艦隊司令官（海将）

委員 石井 由梨佳 防衛大学校人文社会学群国際関係学科 講師

大庭 三枝 東京理科大学工学部 教授

小原 凡司 笹川平和財団 上席研究員

加藤 洋一 アジア・パシフィック・イニシアティブ 研究主幹

神保 謙 慶応義塾大学総合政策学部 准教授

田所 昌幸 慶応義塾大学法学部 教授

小谷 哲男 日本国際問題研究所 主任研究員

委員兼幹事

相 航一 日本国際問題研究所 所長代行

中川 周 日本国際問題研究所 研究調整部長

花田 龍亮 日本国際問題研究所 研究員

① 第一回会合：6月16日・於当研究所

テーマ：プロジェクトの趣旨説明、今後の進め方、意見交換等

② 第二回会合：7月13日・於当研究所

テーマ：「フィリピンの海洋安全保障と法の支配及びその対応」

③ 第三回会合：10月25日・於当研究所

テーマ：「アメリカの海洋アジアにむけた戦略の行方」

④ 第四回会合：1月25日・於当研究所

テーマ「マレーシアの海洋安全保障政策と態様」

⑤ 第五回会合：3月28日・於当研究所

テーマ「南シナ海における法の支配と周辺国の対応」